

Konstantinos Kapparis

*Prostitution in the
Ancient Greek World*

小山田 真帆

「最も古い職業」と表現されることがあるように、形態や性質こそ異なれ、売春はあらゆる時代・地域の社会に観察される現象である。西洋古代史の分野では一九七〇年代から女性や性に注目した研究が現れ始め、古代ギリシアにおける売春の研究は一九九〇年代から活発になった。

本書の著者カッパリスは自身の博士論文を基に、伝デモステネス第五九番弁論「ネアイラ弾劾」の註釈書を刊行している^①。この法廷弁論は古代ギリシアの売春研究において欠かすことのできない重要史料であり、著者は註釈書執筆を皮切りに、古代ギリシア世界の売春全体を明らかにしようとする一大プロジェクトを立ち上げた。本書は著者が二〇年近くを捧げた研究の成果をまとめたものであり、近年注目されつつある古代ギリシアの売春研究、セクシュアリティ研究において重要な意味を持つ一冊であると言えるよう。

各章の内容紹介に入ろう。本書は史料の関係上古典期とヘレニ

ズム期を中心に扱っているが、全体としてはアルカイック期からローマ帝国のキリスト教化後に至る、幅広い時代を視野に入れている。序章では史料の概観と分析に用いる際の注意点が確認され、一九世紀以降の研究史が整理される。

第一章「Prostitution in the Archaic Period」第一節ではアルカイック期の詩に現れる売春のイメージが検討される。この時期、文学作品のテーマは高尚な叙事詩的理想から卑近で人間的なものへと変化し、性や売春への言及も増え始める。著者は複数の詩の分析により、この時期にはエーゲ海沿岸部全体で安価な売春が提供されていた一方で、コリントス、ナウクラティス、レスボスなどの商業の中心地では高級な売春が発展したと述べる。アルカイック期に生じた道徳の相対化と政治・経済的状況の変化が、売春の発展し得る素地を形成し、市場も多様な形に分化したという。

第二節はアテナイに視線を移し、ソロンの立法と売春の関わりを検討する。前七世紀のドラコンの法では姦夫の殺害が認められており、これは貴族から庶民の妻や娘を保護するためだと考えられるが、ソロンの時代になるとこれを悪用し、娼婦の客に姦通の罪を着せると脅して高額な報酬を請求する悪質な売春斡旋者が現れ始めた、と著者は推測する。こうした法の悪用を防ぐため、ソロンは娼婦と関係を持った者を姦夫として捕らえることを禁止する法を制定した。彼は実際に行われていた売春を法的に認識し「娼婦」を法で定義することによって、法の悪用を制御しようとしたという。古典期以降の文学作品において、ソロンはしばしば安価な売春宿の創始者とみなされてきたが、貧しい下層の人々への救済策を講じた彼が、貧者の搾取を永続させる安い売春宿を創

設したとは考えにくく、むしろ立法によって、当時蔓延していた売春をめぐる諸問題に対処していたと結論付ける。

第二章「The Making of the Classical Prostitute」では、売春者の魅力と技術が論じられる。第一節はヘタイラの教育について。ヘタイラとは「友達、仲間」を表す語の女性形で、主に上層の娼婦の婉曲表現として用いられる。古代ギリシアにおいて売春者は明確な格付けを有していたわけではないが、彼女らはより魅力的で高級な「ヘタイラ」に見えるよう自身を提示する術を追求した。例えば、博識さや会話のスキルに加え、金銭と性の交換という関係の隠蔽、立派な家の娘への擬態、食欲の制御などが求められた。こうした教育は市場に精通した斡旋者や年長の娼婦が担い、性の技巧や宴会でのマナーに関する手引きも著された。第二節は売春者の身体的魅力について。身体の各部分において魅力的とされた特徴の検討から、売春者の魅力はまず肉体的な美に求められ、前節で確認された教養や人格はあくまで外見を引き立てるものだったと述べられる。第三節は衣類・装飾品・化粧品による装いに就いて。著者によれば、売春者だけでなく妻たちも「美の偽装」を行っており、娼婦とその他の女性の差異は化粧の有無ではなく、その程度や様式の違いであった。また時代が下るにつれ、装飾品・化粧品の使用は社会的地位の表現とも結びつくようになっていった。

第三章「The Prostitute and her Client」は、娼婦とその客の関係について。第一節では政治的有力者との関係が論じられる。著名なヘタイラと有力者の情事は史料中に多く現れるが、著者はそのいくつかを後世の創作とする。アテナイの僭主殺しなど、古

典期の史料では同性愛関係にあったとされる人物が、ローマ期の著作では実在の疑わしい娼婦や活動時期の合わない娼婦と関係を持っていたとされている。著者はこれを、後世の作家が同性愛関係を不快に感じ、男女の物語へと改変したためだと推測する。また古典期が終わると、民主政下では現れ得なかつた新しいタイプの有力者が現れ、それに伴ってヘタイラにも変化が起きた。著者は派手な生活で悪名高かつた人物としてハルパロスやデメトリオス一世などを挙げ、彼らは高級なヘタイラを独占できる程の富と権力を有していたと述べる。本来、料金を払えば誰でも関係を持つことのできたヘタイラは、有力者の内妻へと変容した。古典期のヘタイラは他の女性には考えられないような経済的自立と自由を享受していたが、ヘレニズム宮廷において成功を掴むためには、そうした自由をある程度犠牲にしなければならなかつた。こうして、古典期にはほとんど別の存在であったヘタイラと内妻の境界は曖昧になり、自立したヘタイラは姿を消していったという。

続く三つの節では、ヘタイラと哲学者、詩人、兵士との関係がそれぞれ論じられる。ヘタイラと哲学者の関係も史料中に散見されるが、著者はその多くに史実性を認める。エビクロス派やメガラ派では、ヘタイラも含めた女性たちが弟子として受け入れられていた。また古典期には、クセノフォンが伝えるソクラテスとオドテのように、哲学者とヘタイラの距離は近いものとして描かれたが、ローマ期には売春は哲学の力で一掃されるべき社会悪とされるようになったという。次に詩人たちとの関係については、その多くが疑わしいという結論を下すが、ソフォクレスのように、彼に好意的な史料においても売春者との関係が述べられている例

から、尊敬すべき人物と買春を結び付けることには抵抗がなかったと推測している。娼婦と兵士の関係を論じる最後の節では、娼婦の従軍という現象について考察がなされる。市民軍が戦争の中心であった前五世紀以前の史料には、従軍する娼婦への言及はあまり見られないが、やがて傭兵が主力になると増加するという。多くの時間を戦場で過ごす傭兵は性に飢えており、また少なくとも収入を得ていたために、娼婦や売春斡旋者にとっても絶好の客であった。この時期、ヘタイラと粗野な傭兵のカップルは文学的トピスにもなっていたという。

第四章「The Prostitute and the Law」は、特にアテナイにおける売春を法的観点から論じる。第一節では、古代ギリシア全体における売春の法的規定を示す史料が網羅的に検討され、ギリシアや近隣地域では売春は違法とされていなかったこと、また古典期アテナイでは売春が繁栄し、売春斡旋を禁止する法は既に廃れていたことが述べられる。第二節では、アイスキネス（以下A）の弁論「ティマルコス弾劾」の再検討から、男性売春に関する法的規定を分析し、その解釈をめぐる従来の議論を紹介した上で筆者自身の見解を示す。この法廷弁論はAが政敵ティマルコス（以下T）に対して提起した、演説者の資格審査の申し立て（Tは過去に売春経験があり、民会での演説を認められていないとする）でなされたものである。本訴訟では、Tの売春歴を示す証拠が不十分であるにもかかわらず、Aが勝訴したことが分かっている。これについて従来の研究では、Aは当時有効だった法に依拠して男性同性愛をめぐる道徳論を展開しており、それが陪審員の共感を得たことが勝訴の要因だと考えられてきた。これに対し、著者

は引用された複数の法の成立時期とその目的を検討し、Aは廃れた古い法を織り交ぜ、彼独自の道徳論に合うように立法目的を恣意的に説明していたと主張する。すなわち、売春や同性愛に対する道徳的な問題意識からAの引用した諸法が制定されたわけではなく、彼の述べた道徳論は、アテナイ人に共通の考えではないと述べる。つまり、陪審員がAの弁論内容に説得されたのではなく、親マケドニア派の優勢という当時の政治状況が彼の勝因だったという。第三節では売春者と暴力について論じられる。法廷弁論等からは、売春者が暴力を被つても訴訟にまで繋がないケースが多かったことが推測される。売春に従事する以上多少の暴力沙汰は免れず、ある程度の暴力は大目に見られる傾向があった。第四節では、史料中に確認できる売春者が関わったアテナイの裁判事例に解説が加えられ、売春が紛争を引き起こすパターンについて見解が示される。

第五章「The Economics of Ancient Prostitution」は、経済的側面から考察を加える。まず古代ギリシア世界において売春が繁栄した地域・時代と、経済的・商業的中心地が重なることが確認される。次に古典期アテナイで行われた売春への課税について。アテナイは他の税と同様の方法で売春税を徴収し、国庫の収入源としていた。そして、その経済的資源としての実用性が受け入れられていたために、売春によって利益を上げることと道徳的問題は生じなかったという。また宴会には笛吹きなどの芸人が欠かせず、彼女らは性的奉仕を提供することもあったが、芸人の雇用には最高価格や、雇用者を籤で決めるという規定が存在した。著者は、こうした規定は富裕でない庶民にも芸人を雇う機会を保証す

る目的で制定されたと主張する。次に売春宿の形態や、売春者の報酬にも考察が加えられる。古代ギリシアの売春宿は様々な形態を取り得たが、多くは通常の家屋と変わらず、他の施設の間に紛れていたという。また売春宿と呼び得る施設も、衛生状態の悪い安宿から、立派に設えられた高級なヘタイラの自宅まで様々であった。売春者が受け取る報酬については、先行研究では高級なヘタイラが贈り物によって報酬を得るのに対し、現金のやり取りは下層の売春者が行うものだと考えられてきた。著者はこれに対し、売春者への報酬は基本的に金銭で、贈り物は追加報酬であったとする。そして、贈り物は従来考えられてきたようなアルカイック期の儀礼的行為の名残ではなく、個人間の愛情表現として古典期以降も重要な意味を持っていたと述べる。

第六章「Artistic Expressions and Representations of Prostitutes」では、まずヘタイラに関係のあるモニュメントの考察がなされる。文献資料からは、娼婦による聖域への奉納や、有力者が愛人のヘタイラのために建立したモニュメントの例が多く確認される。これらは、その豪華さや目立つ立地のために人々の注意を引き、後世には非難されることもあったが、少なくとも同時代史料には否定的な反応は見られないという。古代において売春者は悪習や経済的破滅の原因になるとみなされることはあったものの、その存在は不敬なものとは考えられず、参加が許可されている祭儀も少なくなかった。加えて一部のヘタイラたちは、当時の女性には想像もできない程の権力や富を手にかけていた。そうしたヘタイラたちによるモニュメントは、永遠に残るものを造ろうという彼女たちの自己顕示欲の表れだったという。後半部は、

先行研究で主要資料として用いられてきた壺絵について。従来、売春や売春者の描写とされてきた諸要素を検討し、壺絵の表象は現実の慣行とフアンタジーの両方を反映していると述べ、それらを資料として用いることの難しさを主張する。

第七章「Epilogue: Profiling Prostitution」で本書の結論が述べられる。古典期アテナイをはじめとするギリシア世界では、売春者が公の場に出てくることは比較的許容されていた。これは民主政下のポリスで、売春が権力者個人の存で追放されることがなかったためだと著者は述べる。また売春に対する態度の硬化は、キリスト教の普及前から、東方宗教の流入によって起きていたと著者は説明する。最後に、古代世界において売春が必要とされた理由として、当時の社会に固有の要因（売春者以外の男女と性的関係を結ぶことの困難）と、多くの社会に共通と思われる要因（日常的な責任や義務からの解放）とを挙げ、本書を締め括っている。

本書の内容は以上である。以下では本書の意義と評価すべき点を述べたい。まず、本書がこの分野では稀有と言える考察対象時期の広さとポリュームを持ち、古代世界における売春研究に一つの叩き台を提示していることが挙げられる。確かに、時代設定が広いため、著者の叙述には粗いところがないわけではない。例えば古典期は民主政ポリスの世界、ヘレニズム期は帝国・王国の世界という図式を当てはめており、ヘレニズム期にもポリスの民主政が継続していたことなど、各時代の細かい政治状況はあまり意識されていない。しかし著者の意図は、古代世界全体における売

春という現象に対して大きなモデルを提示することにあつたように思われる。売春と売春従事者という明確な輪郭を持たない現象・集団に対して、一つの通時的理解を示したことは本書の大きな功績であると言えよう。

また、史料の扱い方も本書の評価されるべき点である。古代世界には史資料の種類を問わず、売春や売春者に関する証拠が豊富に存在するものの、扱いの難しいものが多い。美術資料は本書でも指摘されるように解釈の幅が広い資料であり、文献資料についても断片的・挿話的なものが多く、そのまま受け取ることとはできない。こうした史料に対する著者の禁欲的態度は、特に第三章の分析において顕著に現れる。著者は史料中の多くの逸話について、当時の社会状況の考察や並行史料の有無を踏まえて、その史実性を冷静に判断している。また史料が残された時代の社会背景の考察から、なぜそうした逸話や記述が生まれるに至ったのかを説明しようと試みている。

以下では、本書の問題点を指摘していきたい。まずは用語とその定義について。著者が古代ギリシア世界の「売春」という現象を分析するにあたって、具体的にどのような行為を売春／買春と呼ぶのか、誰を娼婦／男娼と分類するのか、最初に明確にしておく必要があつたのではないだろうか。「売春」という現象はあらゆる時代・社会に確認されるものでありながら、どのような行為を「売春」と捉えるかはそれぞれの社会によつて異なる。当時の人々には何が「売春」とみなされていたか、あるいは現代の研究者が分析にあつて何をも「売春」とみなすかは、説明が必要な事項である。特定の用語に関して同じ指摘をするならば、本書で

無数に用いられる「ヘタイラ」という語についても同様である。

この語の用法には多くの議論があり、伝統的な見方では、一般的な娼婦を指す「ポルネ」に対比されるものとして、一部の教養を備えた高級娼婦にのみ用いられたと考えられてきた。近年の研究では、娼婦の明確な地位や格付けというよりは、書き手がその娼婦をどう表現したいかなど、文脈依存的に用いられていたという見方が強くなってきている。著者もおそらくこのことには意識的であり、むしろ明確な定義を付与することによって議論に漏れが生じることや、論点先取になることを避けたのだらうと思われるが、少なくとも著者がどのような人々にヘタイラという語を用いているのかについては説明が必要だつたのではないか。例えば、著者は第三章で「ヘタイラと内妻との境界が曖昧になった」と説明しているが、具体的にどういった女性たちがどういった変化を遂げたのか、詳細な解説はなされていない。

さらに、本書では売春者の法的身分や置かれていた状況に関する議論がほとんどなされていないことも、問題点の一つに挙げられる。例えば同じ売春者でも、奴隷と自由人とは適用される法や境遇の違いがあつたことは容易に想像できる。あるいは、自由人であっても母親などの監督の下で働いている娼婦は、主人によつて監督される奴隷と環境に大きな差はなかつたかもしれない。著者はアルカイック期から自発的に売春の道を選んだ人々がいたとし、古典期・ヘレニズム期には自由を享受する娼婦たちが現れたことを強調しているが、その陰には選択の余地なく売春に従事させられた奴隷が大勢いたことも想像に難くない。史料中では、売春者の法的身分が明らかでないことも多いが、各事例の分析では、

より売春者の法的身分や個々の境遇を意識して議論が進められるべきだったのではないだろうか。この点は、評者自身の今後の研究においても注意を払うべき視点であると感ぜられた。

次に第四章第二節の議論について。著者は、従来の男性同性愛研究において「ティマルコス弾劾」が主要史料として信頼されてきたことを批判し、Aが本弁論で提示した様々な法は、市民男性の性行動に対する道徳的な問題意識から制定されたものではないことを説得的に論証している。評者も、Aの示す男性同性愛に関する道徳論が当時のアテナイ人の共通認識を反映していたわけではないことは同意する。しかし評者には、著者がアテナイ市民男性の売春に課されていた制裁を過小評価しているのではないかと感ぜられた。というのも、男性同性愛に対する不安はアテナイ人一般に共有されていなかったにしても、市民による売春には相応のステイグマが伴っていたと考えられるためである。著者は、人々は売春がポリスにもたらす利益の必要性を認識しており、売春から利益を得ることに道徳的問題を感じていなかったと述べる。しかし、実際に市民男性の売春を抑制する法があったことや、市民身分の女性は娼婦であるべきでないと考えられていたこと⁶、当時のアテナイでは売春はある程度の市民性を否定するもので、男女問わず市民身分の人々にある程度の行動の制約を強いるものだったと言える。そしてその背景には、売春を市民に相応しくない行為だとするアテナイ人の性道徳があったとすることは、さほど飛躍した考えではないだろう。

また著者は、Aが説明した売春経験者に政治参加を禁じる法が実際に用いられることは稀で、アテナイ人の性規範に影響を与え

なかったと述べている。その際、著者は男娼であったと名指しされる人物を複数の史料から九人挙げ、その内Tを含む四人を、政敵によって中傷されているだけで男娼であった根拠がないとしてリストから排除している。その上で残りの五人を貧しい下層階級の出身で、政治的野心のない人物だったと推測し、政治家が売春をすることはほほなく、上記の法が実際に用いられることは稀だったと結論付ける。しかし、政治家が政治的闘争に巻き込まれるような人物を著者の作為により男娼のリストから除いている以上、「政治家は売春をしなかった」という結論を引き出すことはできない。したがって、売春経験者を政治から排除する法の影響力は小さかった、という著者の主張を受け入れるには慎重になる必要がある。加えて、著者は上記の法について、売春者の政治参加が妨げられていたのは、売春者の生活様式が指導者に相応しくないと考えられていたからだと述べているが、ここではもう一步踏み込んで、その考えの背景にどのような性道徳があったのか考察する必要があるのではないか。この点も評者の今後の研究課題として、著者への批判を踏まえつつ取り組みたいと考えている。

最後に、史料の偏りについて。第一章第二節や第四章の議論は、アテナイの社会状況と法制定を扱っている。史料がアテナイに偏るのはやむを得ないが、こうした議論はアテナイに限定されるのか、またはある程度他の地域・時代に敷衍できるのか、著者の意見が示されていれば、後に続く研究者にとってさらに有意義なものになったのではないかと思われる。

以上の批判点は本書の意義を損なうものではない。今後古代ギリシア世界だけでなく、広く売春やセクシュアリティをめぐる研

究が深化することを願いつつ、筆を擱きたい。

- ① K. A. Kapparis ed. *Apollodoros 'Against Neaira' [D. 59]*, Berlin/New York, 1999.
- ② 古代ギリシア語の *πορνεία* は通例「姦通」と訳されるが、アテナイの法では他人の妻だけでなく、他人の後見下にある女性全般（母、姉妹、娘、自由人の子を得る目的で同棲している内妻）と後見人の許可なく関係を持つことを指す。
- ③ *Xen. Mem.* 3. 11. など、同 2. 1. 21-34 では娼婦と哲学者の対比が見られるが、ローマ期の有名な「哲学が売春を一掃する」というイメージは見られないという。
- ④ 古代ギリシアにおける男性売春はアルカイック期から存在したと著者は考えている（本書第一章）。一部例外とされる史料はあるもの（Aristoph. *Pl.* 975-1096）、男性による売春は男性を客とした同性愛関係が主であった。
- ⑤ 歴史研究において「売春」という概念を定義することの難しさは、バーン&ボニー・ブロー『売春の社会史・上』（香川檀ほか訳）筑摩書房、一九九六年（原著一九八七年）、一三—一三二頁に指摘されている。西洋古代史の分野では S. Goldhill “Is There a History of Prostitution?” in: M. Masterson, N. S. Rabinowitz and J. Robson eds. *Sex in Antiquity: Exploring Gender and Sexuality in the Ancient World* (New York, 2015: 179-97) の同様の問題提起がなされている。
- ⑥ 例えば「ネアイラ弾劾」（Den. 59）では、ネアイラが非市民であることの証拠として彼女が元娼婦であることが論じられる。

(pp. viii +501, 2017, Berlin/Boston: De Gruyter, 77.95 €)

（京都大学大学院文学研究科修士課程）